

金山町男女共同参画計画



令和2年3月
金山町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 3 計画の期間・・ 2 頁
- 4 本町の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁

第2章 計画の基本的な考え方について

- 1 基本理念・・ 3 頁
- 2 基本目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

第3章 具体的な取り組みについて

- 1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会意識の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 2 基本目標Ⅱ 女性の社会参画への促進・暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- 3 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の条件整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

第4章 計画の推進体制について

- 1 推進体制・・ 11 頁
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁

資 料

- アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 頁
- 山形県男女共同参画計画概要版・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要・・・・・・・・・・・・ 20 頁
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要・・・・・・・・ 21 頁
- 金山町男女共同参画計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 頁
- 令和元年度金山町男女共同参画計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 26 頁

第1章 計画の策定について

1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むこと」と定義されています（男女共同参画社会基本法第2条 平成11年法律第78号）。

現在、国では「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に策定されています。

当町の現状として、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にありますが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況に至っていません。

深刻な少子高齢化社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、あらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画の早期実現を目指していかなければなりません。

このような認識に立ち、金山町における男女共同参画社会をどのように推進するか、どのような施策を展開するかを具体的に示すものとして、「金山町男女共同参画推進計画（※以下、本計画という）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画計画を参考とし、本町における男女共同参画の視点によって施策を推進していくための計画です。

(2) 本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

(3) 本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。令和6年度に、それまでの取り組みの点検・評価を行い、令和7年度からの次期計画につなげます。

4 本町の現状と課題

金山町では、令和元年度に町民に対しアンケート調査を行い、町民の男女共同参画に対する意識や実態を明らかにしました。

アンケートの結果を見ると、問5（様々な場面での男女の地位について）や問6（職業での男女の扱いについて）の回答にあるように、性別による固定的な役割分担意識が存在し、地域・家庭・職場等の分野において男女の不平等さを感じている傾向が見られました。これらは、性別や年代に関わらず町民の男女に幅広くその様子がうかがえます。「男性だから何々をしなければならない」「女性だから何々であらねばならない」という固定概念を排除し、男女ともに自らの力を発揮し、いきいきとした生活を送るためにも様々な場面で改善が求められていることがわかりました。

そこでこの度、男女共同参画社会の推進を目指して、男性も女性もいきいきと暮らしていけるような金山町を創り上げるため、「金山町男女共同参画計画策定

委員会」を設置し、そこでの審議を踏まえ、「金山町男女共同参画計画」を策定いたします。

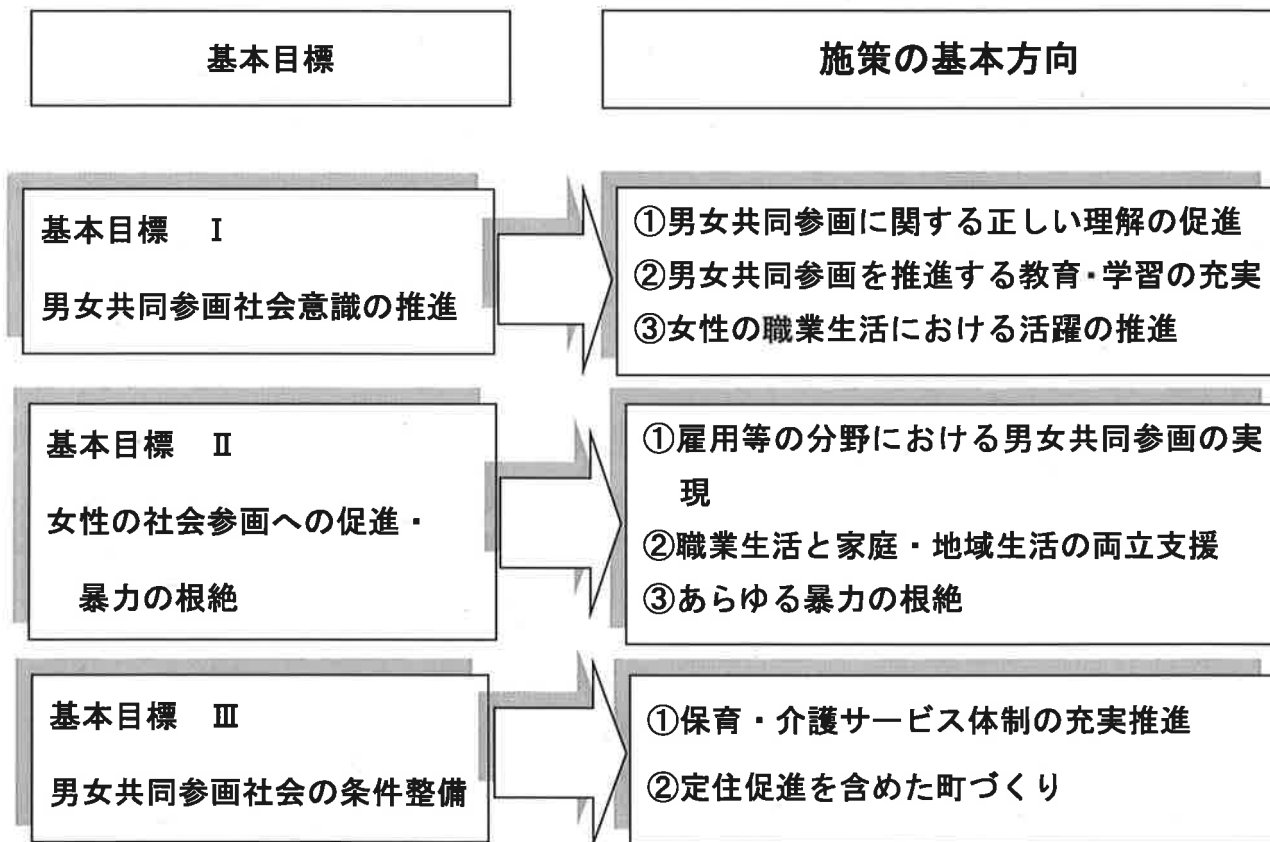
第2章 計画の基本的な考え方について

1 基本理念

町民一人ひとりが、個人の人権を尊重し、性別にとらわれることなく、それぞれが家庭・地域・職場での役割を円滑に果たして個性と能力を十分に発揮でき、思いやりを持って支えあう町づくりの実現を目指します。

2 基本目標について

基本理念を具現化するための基本目標及びその基本方向について、次のとおり体系づけます。



第3章 具体的な取り組みについて

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会意識の推進

男女共同参画社会を実現するにあたり、何よりも大切なのが、男女の人権の尊重です。男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが大切ですが、日本では一部ヘイトスピーチや誹謗中傷があるなど、まだまだ人権尊重の理念が定着しているとは言えない状況です。「男性だから」「女性だから」と、性別による役割の固定的意識やこれを反映した社会慣行などが根強く残っている傾向にあります。また、男と女以外の性別を持つ人に対する理解が高いとは言えない状況にあります。

アンケート結果の間18では、「男女共同参画社会」を実現するための行政が力を入れていくべき施策として、様々な回答がありました。子育てや介護に関するものの他にも、法律や制度上のこと、審議会や政策決定の場や管理職に女性を登用すること、これまで女性が少なかった分野(研究者等)への女性の進出支援、男女平等の理解に関すること、労働時間の見直し等、全設問に回答がありました。

本町では、以下のことを踏まえて施策を進めていきます。

- ・一人ひとりがのびやかに生きることができる社会を目指すことができる
- ・ともにいきいきと働くことができる環境を作ることができる
- ・誰もが暮らしやすく活力あふれる地域に向けて、多様な人材が参画してともに支え合う地域作りに取り組むことができる
- ・暴力を根絶するとともに、貧困、高齢、障がい者など生活上の困難を抱える人が安心して生活の確保ができる
- ・性に関する正しい知識を深める

【主な施策】

No.	具体的施策	内容	担当課など
1	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	・固定的な役割分担意識や慣習等が解消されるように、国・県・町の情報媒体を活用して広報・啓発に努めます。	総務課
2	男女共同参画社会実現に向けた研修会などの開催	・男女共同参画に関する講演会等を行うにあたり、より多くの町民が参加できるように努めます。 ・県や男女共同参画センターチェリアなどが主催する男女共同参画に関する事業をPRし、参加を呼びかけます。	教学課
3	男女共同参画社会の周知	・各種イベント等において男女共同参画社会をPRします。 ・県やチェリアからのチラシやポスターを活用して、多くの町民の方の目に留まるよう配置し、周知します。	教学課
4	各種ハラスメントの防止	・職場などでのセクシャル・ハラスメント（同性間も含む）やマタニティ・ハラスメント、パワーハラスメントなどを防止するための意識改革に努めるために、関係機関と連携して啓発活動を行います。	教学課
5	男女共同参画の視点に立った教育の推進	・小・中学校と協力して男女共同参画に関する学習を取り入れ、基本的な人権を尊重する教育を推進します。	教学課

6	高齢者・障がい者を支える介護・福祉環境の整備	・介護保険制度の普及・啓発、福祉サービスの情報提供を実施します。	健康福祉課 ・福祉係 ・医療介護係
7	性的マイノリティへの理解への促進	・性的指向や性同一性障害で社会面でも生活面でも困難な状況に置かれている人に対する正しい理解を深めるための学習機会や情報の提供をします。	健康福祉課
8	女性の職業生活における活躍の推進	・関係機関の実施する研修会などの情報提供を行い、地域や企業で、女性リーダーとして活躍できる人材の育成に努めます。	産業課 教学課

2 基本目標Ⅱ 女性の社会参画への促進・暴力の根絶

山形県では、子育て期の女性の労働力率及び共働き率が全国第2位と、働く女性の割合が高い状況にあります。その一方で、女性は男性よりも正社員率が低く、賃金も格差がある状況です。そのためには、企業や自営業など、働く場における男女平等を啓発していかなくてはなりません。

アンケート結果の問6を見ると、職場における「募集」「賃金」「昇進・昇格」「管理職登用」「仕事内容」の設問では、平等と回答している人が多いものの、やや男性が優遇もしくはどちらかというとな男性が優遇と回答した人が多い状況です。

また近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）を含むあらゆる暴力が増加している傾向にあります。女性に対してということに限らず、あらゆる暴力の根絶と生活上の困難に直面する人への支援を充実し、誰もが安心して暮らせるよう取り組まなければなりません。

アンケートの問7の設問は、「女性が職業を持つことについて、どうお考えですか」というものですが、「子どもができて働き続けるほうがよい」に多く回答が集まりました。

問8の設問は「女性が出産後も離職せず同じ職業で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思いませんか」というものですが、「保育所や学童クラブなど子どもを預けられる環境の整備」に回答した人が多く、続いて「男性の家事参加への理解・意識改革」「職場における育児・介護との両立支援制度などの導入」に回答が集まりました。これらのことを希望する方が多いという背景があることが伺えます。

問14の「職場や地域で女性が活躍できるための取り組みに関する情報のうち、どの情報が必要になると感じるか」という設問でも、育児、介護の項目に多く回答が集まっています。

問9の設問は「女性の望ましい働き方について、どうお考えですか」というもので、「性別に関わりなく能力主義によって仕事を与えられるべき」に多く回答が集まっています。

問15は、「女性が次の役割等に就くことについてどうお考えですか」の設問ですが、「自治会・地区長等の会長」「PTA会長・父母会等の会長」「企業での管理職」にほとんどの人が男女年齢問わず賛成と回答しています。

DVに関する設問の問16、問17を見ますと、金山町でも、DVは少ないとはいえ、起きています。

以上のことを踏まえ、金山町では次のように施策を進めていきます。

【主な施策】

No.	具体的施策	内容	担当課など
9	女性の就労や再就職を支援するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力向上に向けた講座等の情報を提供します。 ・就労に関する相談・啓発・情報提供を、関係機関と連携して推進します。 ・男女共同参画先進事業所等に対する広報、啓発の推進に努めます。 	健康福祉課 ・子育て支援係 産業課
10	雇用の安定と補償のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも働きやすい就業条件と職場環境整備の啓発、情報提供に努めます。 	産業課
11	DV（ドメスティック・バイオレンス）等暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民へのDV被害やストーカー防止などの啓発を行うとともに、担当職員のスキルアップを図り、相談窓口の周知徹底を行い、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 	健康福祉課 ・福祉係
12	男女共同参画に関する相談窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮しながら、相談できる体制の充実に努めます。 	教学課

3 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の条件整備

アンケート結果の問11では、「食事作り・後片付け」「掃除」「洗濯」は「ほとんど女性が行っている」に回答した人が多く、一方「地区行事の参加」「除排雪」は「ほとんど男性が行っている」に回答した人が多いという状況です。「子どもの世話」「家族の介護」は、やや「ほとんど女性が行っている」に回答が多い状況です。

問12で「男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくには、どのようなことが必要と思いますか」の問いに、「夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかる」「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」に多く回答が集まりました。性別による固定的な役割分担意識にとらわれないことが必要と感じます。

問10の「男女がともに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか」という設問に、「職場において男女ともに育児・介護休暇など取りやすくする」にたくさん回答が集まりました。次に回答が集まったのは、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」でした。子育てや介護をしながら安心して働くことができるよう、多様なニーズへの対応が必要です。

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、身近な生活の場である家庭・学校・職場・地域で実践を積み重ねていくことが重要です。

以上の実践のために、金山町では次のように施策を進めていきます。

【主な施策】

13	多様な保育サービスの充実	・男女ともに安心して働けるよう、認定こども園・放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室と連携を図り、多様なニーズへの対応を図るため、体制の充実を推進します。	健康福祉課 ・子育て支援係 教学課
14	子育て支援の充実	・子育て支援・定住促進の各種事業を活用した町づくりを推進します。	健康福祉課 ・子育て支援係
15	家事に参加する男性の応援	・家事の夫婦共同意識を養うため、「男性のための料理教室」への参加を促し、家庭内でも実践できるように情報提供をします。	健康福祉課 ・子育て支援係 ・健康係
16	介護保険サービスなどの充実	・介護に関する相談体制の充実化を図り、相談窓口や介護保険制度等の周知を進め、家庭内で介護を担っている人が仕事を継続できるよう、適切な介護サービス利用を推進します。	健康福祉課 ・医療介護係 ・地域包括支援センター
17	育児・介護休暇制度の利用促進の啓発	・働く男女ともに、育児・介護休暇制度の普及と啓発に努めます。	健康福祉課 ・子育て支援係 産業課
18	働く人への子育て応援	・子育て応援企業の情報提供をします。	健康福祉課 ・子育て支援係 産業課
19	働く女性への応援	・えるぼし認定企業の情報提供をします。	産業課

第4章 計画の推進体制について

1 推進体制

男女共同参画社会を実現するために様々な施策が行われますが、計画の推進にあたっては、教学課を中心に、庁内関係部局との連携を図りながら、町民、地域の団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立った総合的な取り組みが必要です。

(1) 住民・地域・団体・企業等との連携

自主的・主体的な活動が不可欠であり、支援をするとともに、広報や情報提供を通して本計画への多くの参加を目指します。

(2) 庁内各部局・関係機関との連携

様々な事業の連携、情報交換、周知など男女共同参画社会実現のために連携を強化します。

2 計画の進行管理

庁内の各部局が実施する男女共同参画関連事業について、調査を行い、実施状況を把握し、計画を遂行していきます。また国や県の動向についての情報収集に努め、変化に対応していく体制を作ります。

事業として掲げた施策については、実施状況を点検・評価し、課題を検討し、計画実施に努めます。

資 料 編

アンケート結果	1 頁
男女共同参画社会基本法	11 頁
山形県男女共同参画計画概要版	18 頁
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要	20 頁
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要	21 頁
金山町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	25 頁
令和元年度金山町男女共同参画計画策定委員会委員名簿	26 頁

男女共同参画に関するアンケート結果

【アンケート概要】

アンケート名：男女共同参画に関するアンケート

調査機関：令和2年1月31日～2月12日

調査地域：金山町全域

調査対象：平成31年4月1日時点で15歳～69歳の町内在住者 400名

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送によるアンケート

回収数：183名

回収率：45.7%

問1 あなたの性別は

■ 男 ■ 女 ■ 性別不明



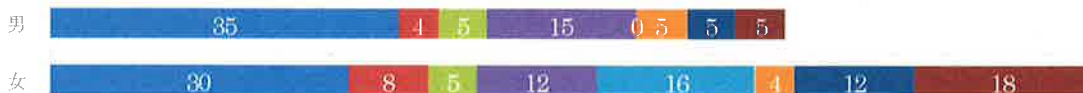
問2 あなたの年齢は

■ 10歳代 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳以上



問3 あなたの職業は ※その他（パート、内職、アルバイト）

■ 会社員 ■ 公務員 ■ 団体職員 ■ 自営業 ■ 主婦・主夫 ■ 学生 ■ 無職 ■ その他



問4 あなたの家族構成は ※その他（親子二人、叔父同居、4世帯、祖父母と孫）

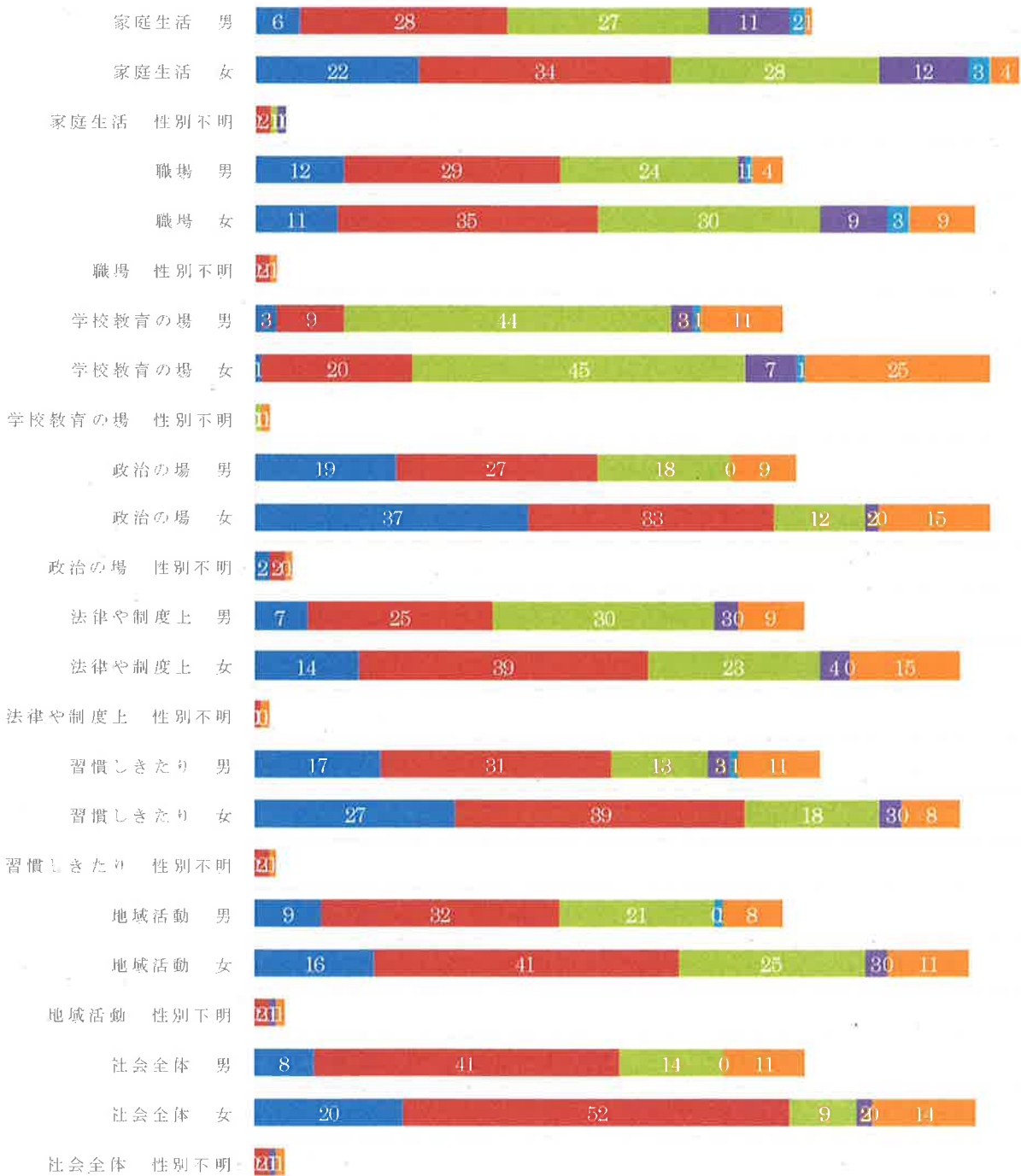
■ 単身世帯 ■ 夫婦世帯 ■ 夫婦と子ども ■ 祖父母と夫婦と子ども ■ その他



問5 男女の地位についておたずねします。

次の様々な場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(各項目1つまで)

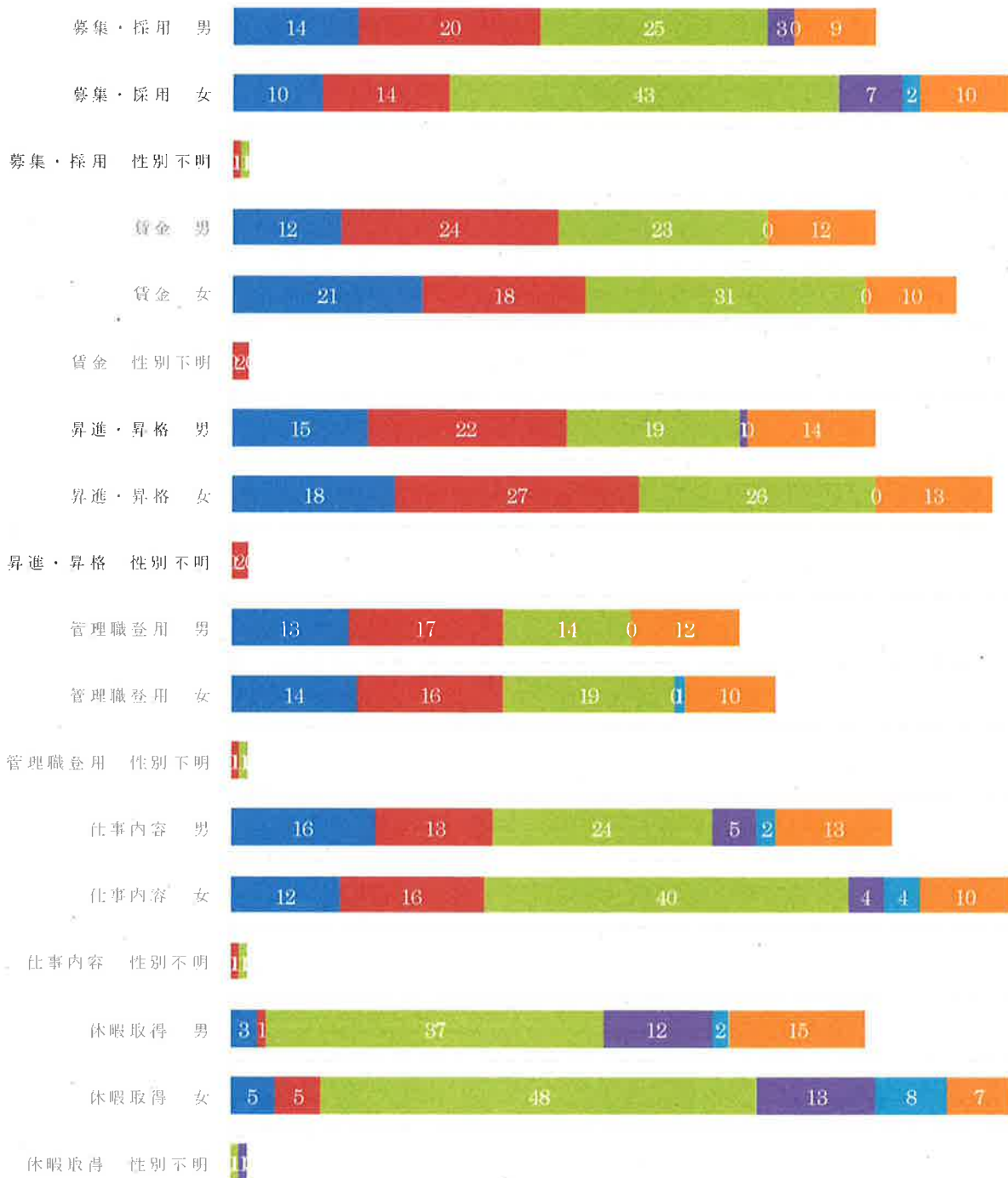
■ 男性が優遇 ■ どちらかというとなりが優遇 ■ 平等 ■ どちらかというとなりが優遇 ■ 女性が優遇 ■ わからない



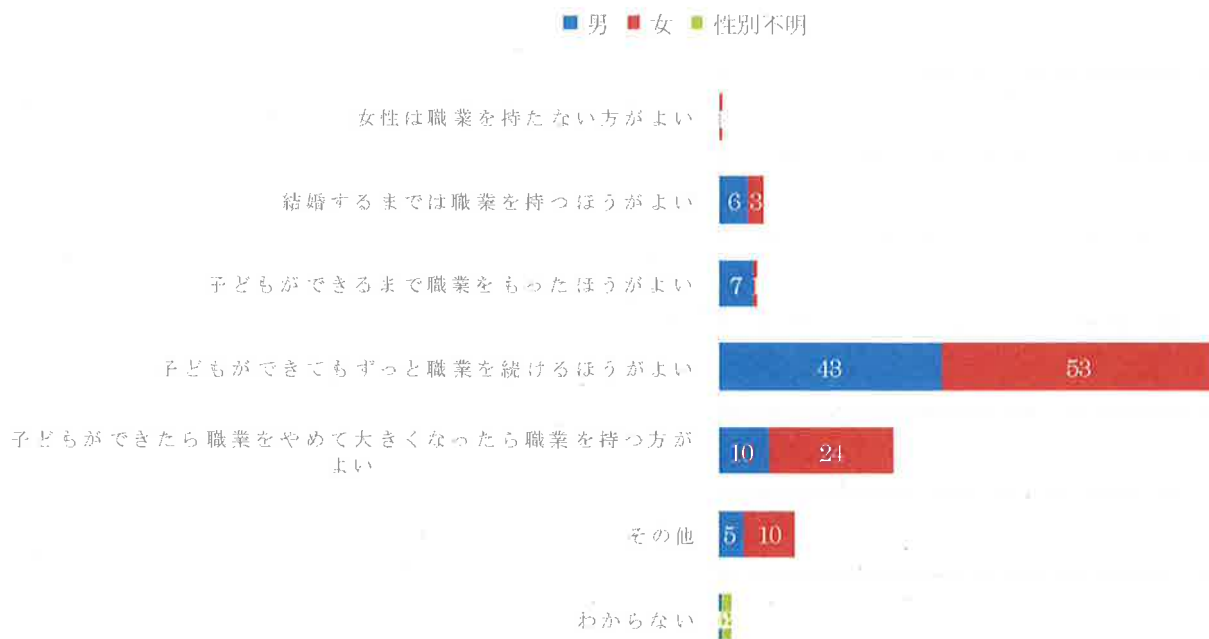
問6 仕事についておたずねします。

現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いますか。(各項目1つまで)

■男性が優遇 ■どちらかというと男性が優遇 ■平等 ■どちらかというと女性が優遇 ■女性が優遇 ■わからない

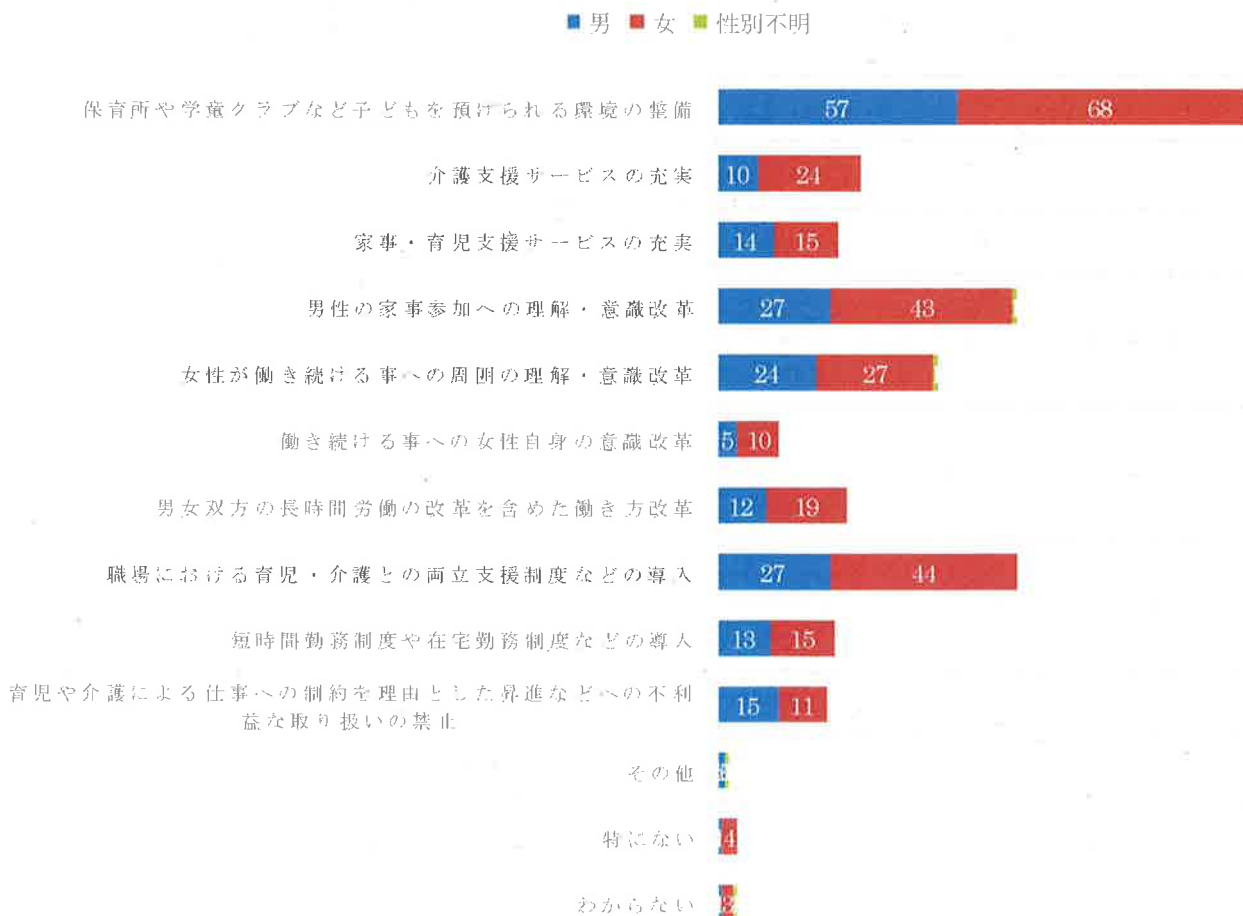


問7 女性が職業を持つことについて、どうお考えですか。

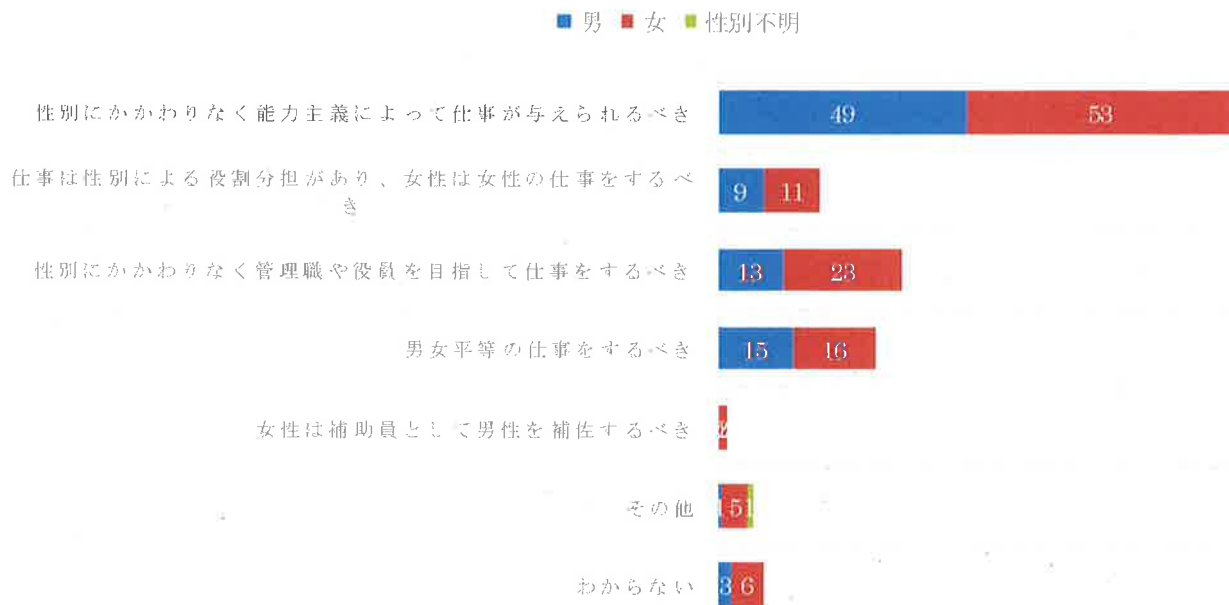


※その他（本人の意思、働かないと暮らしていけない、自由に選べるといい、子どもが小さい時しかいっしょにいれないのでその人自身の気持ちで選ぶといい）

問8 女性が出産後も離職せず同じ職業で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思いますか。（3つまで）

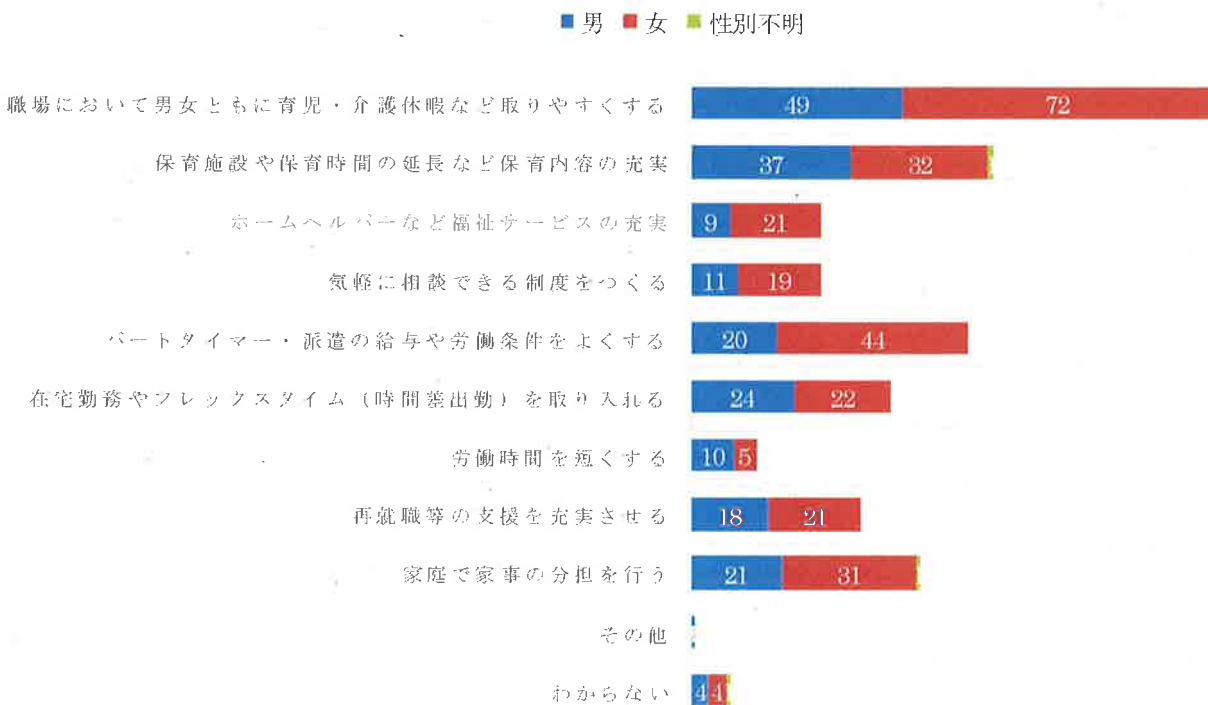


問9 女性の望ましい働き方についてどうお考えですか。



※その他（個々の意思で職業をえらべるといい、性別に関わりなくその人に合った仕事をすればよい、性別によって向き不向きはあると思う、職業によってはすべて「男女平等」は成り立たないと思う、男女とも管理職になりたくない人もいると思う）

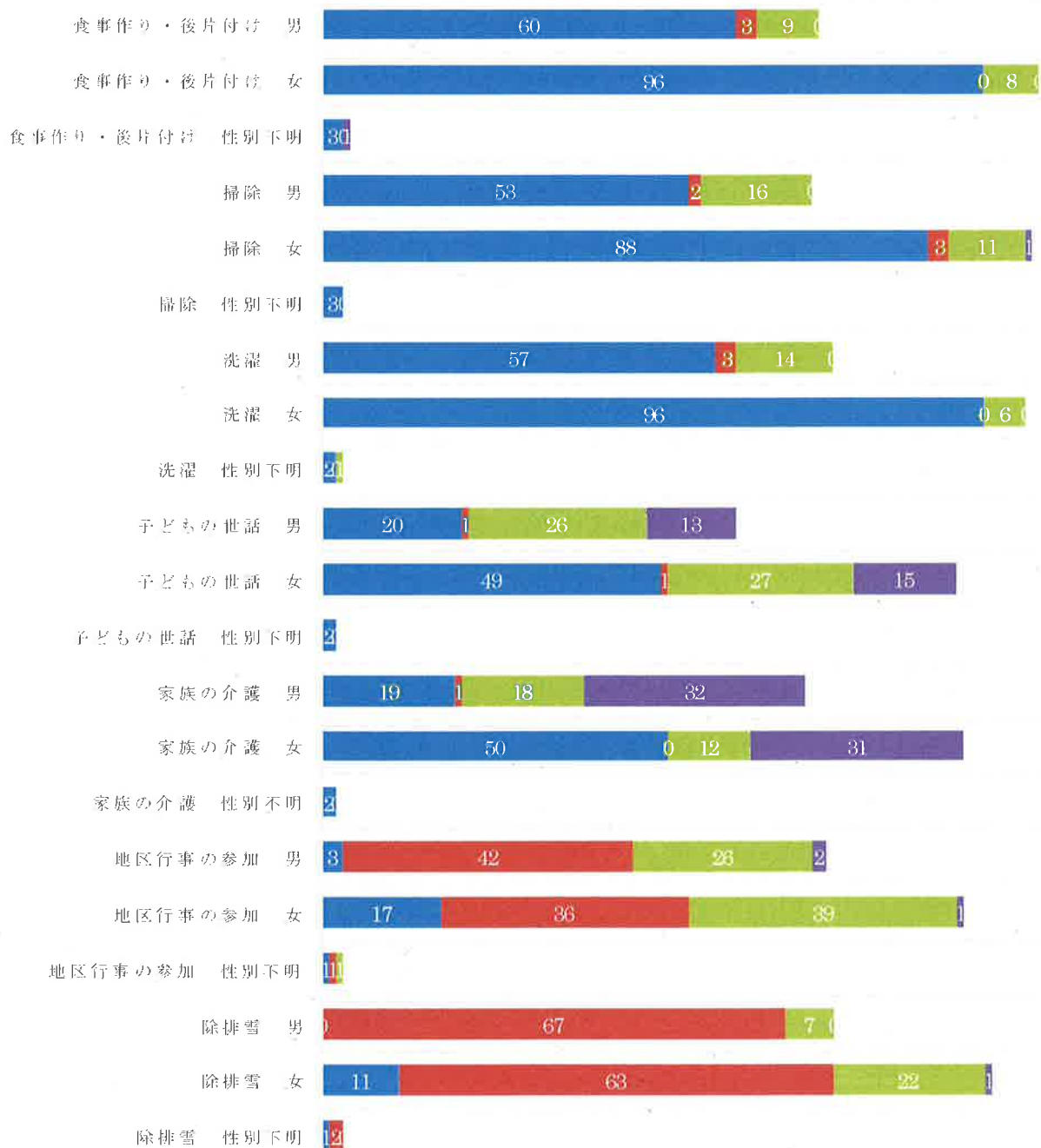
問10 男女がともに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）



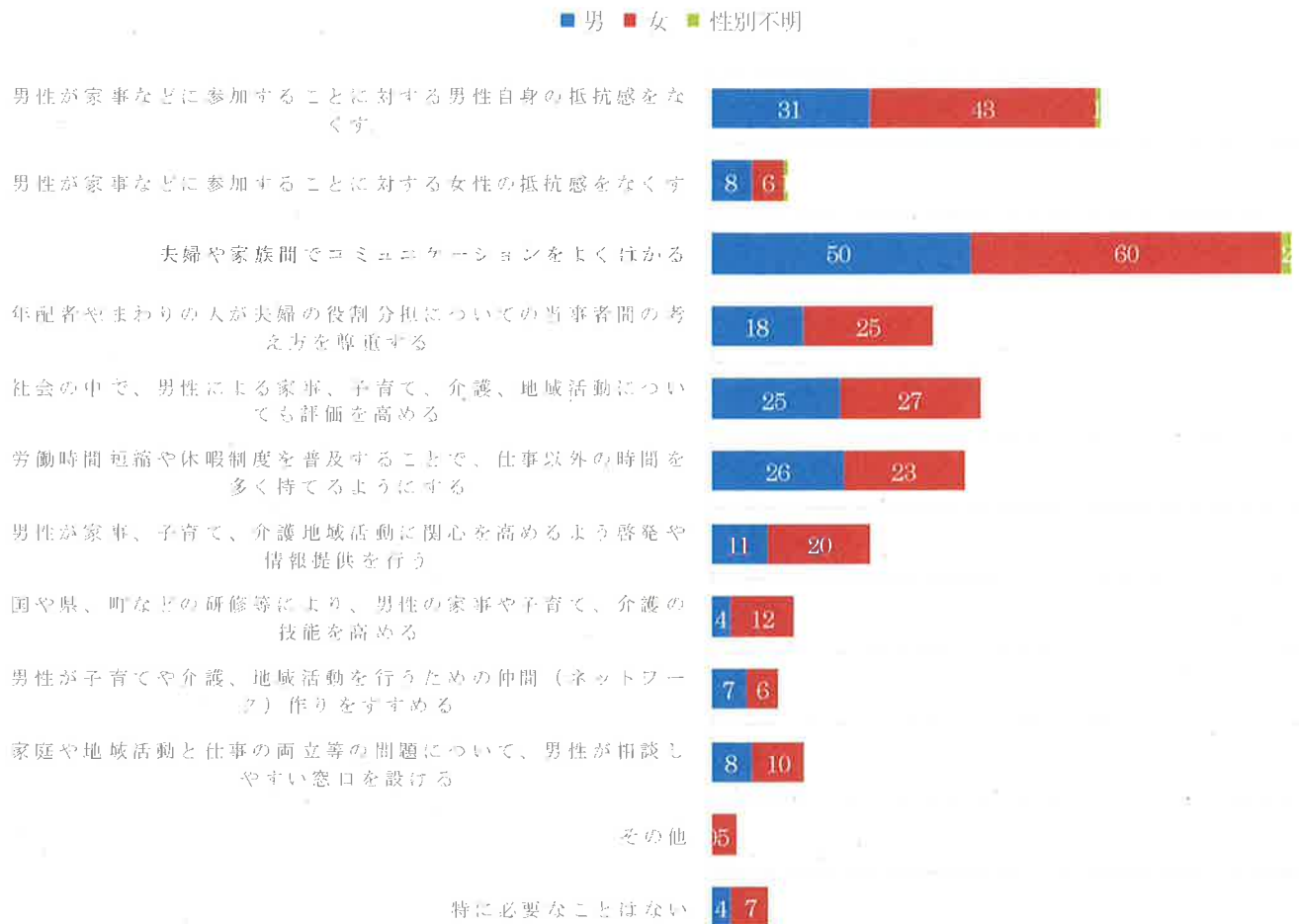
※その他（記述者なし）

問11 家庭では、次あげることを誰が主に行っていますか。(各項目1つまで)

■ ほぼ女性 ■ ほぼ男性 ■ 男女とも同じように行く ■ 該当する人がいない



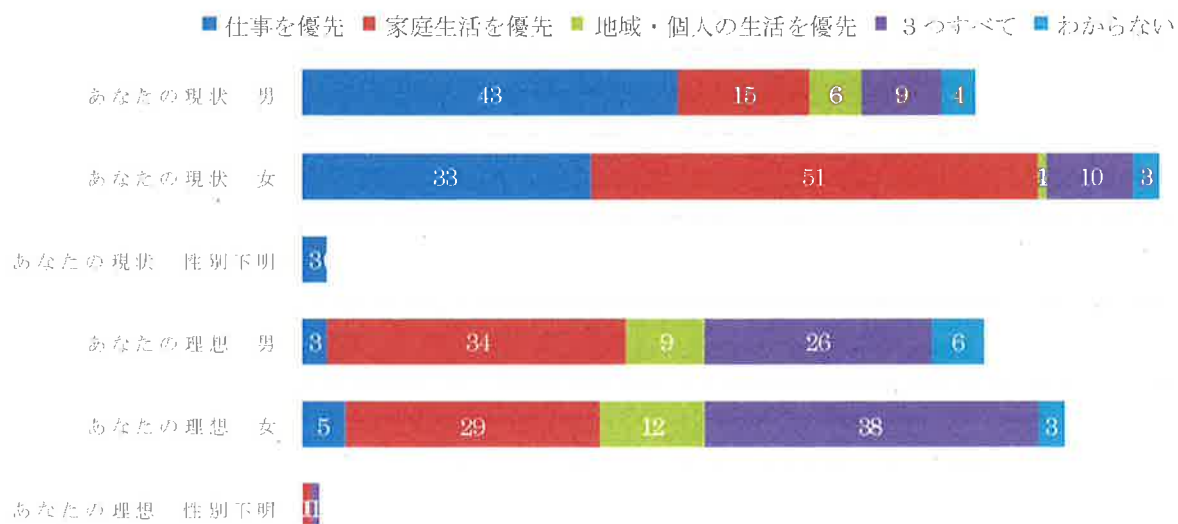
問12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



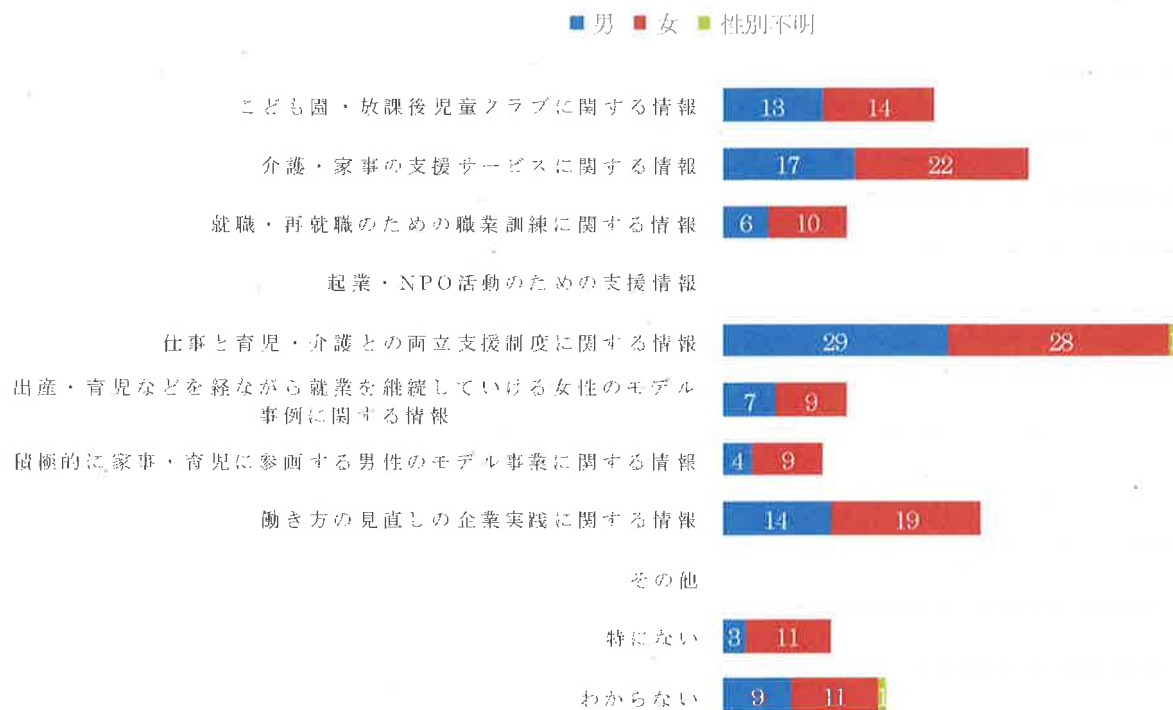
※その他

(家族間の役割があるので今のままでよい、イクメンという概念の排除、子どもの頃からの意識改革、お互いを思いやる気持ち、親世代と子世代が同居していても協力を得られない子世代が多いのでは)

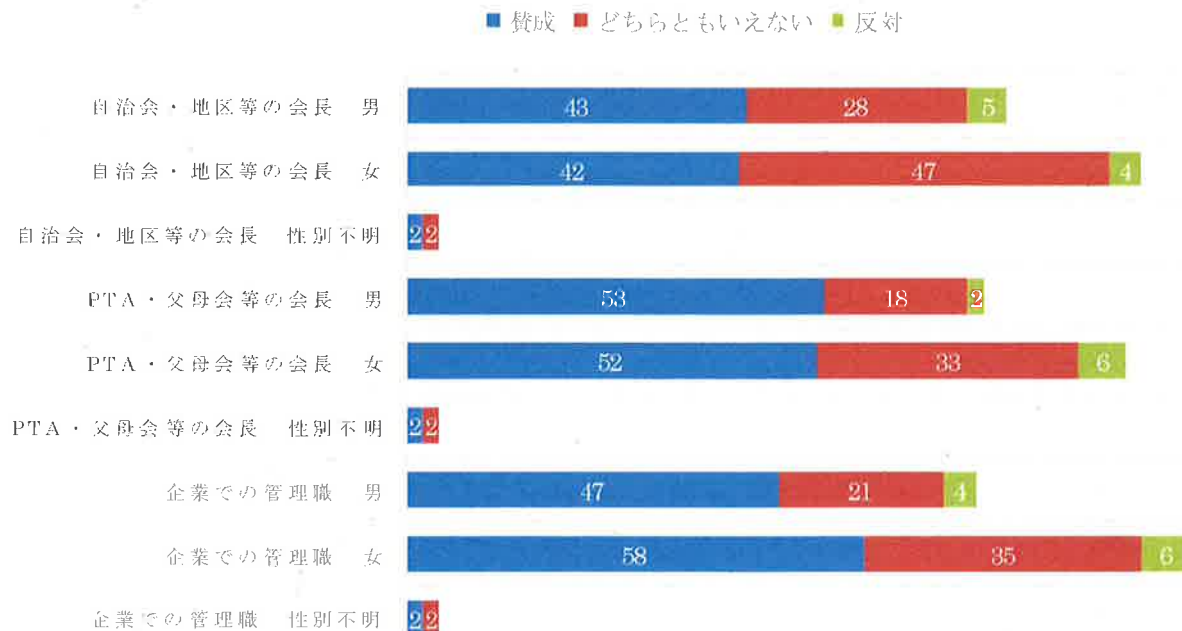
問13 「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の3項目について優先しているもの、優先したいものはどれですか。



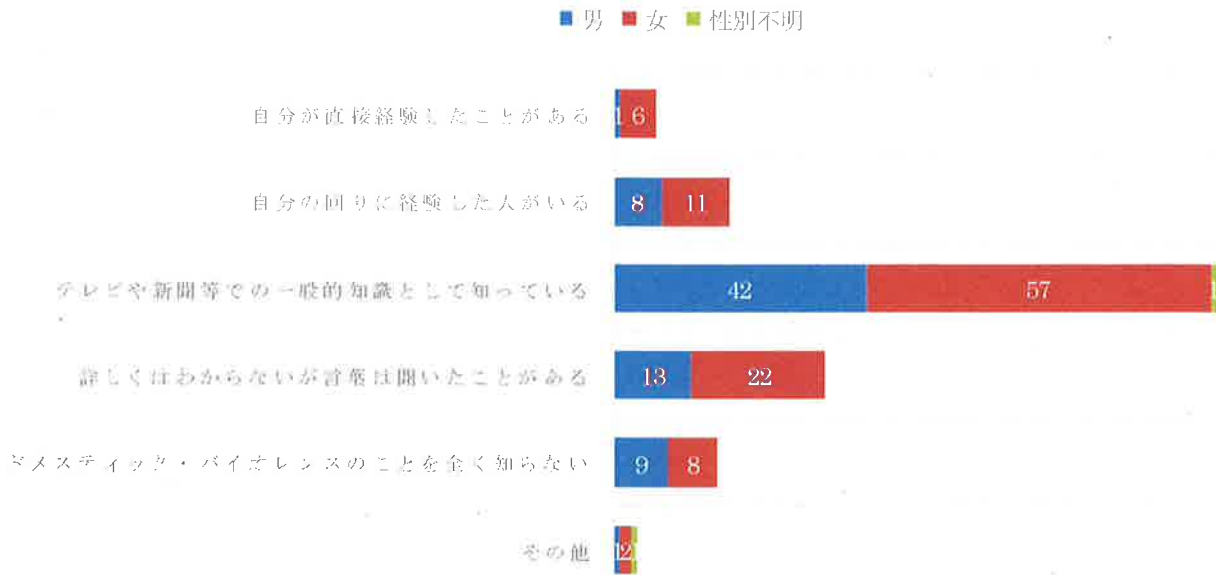
問14 職場や地域で女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、どの情報が必要になると感じますか。



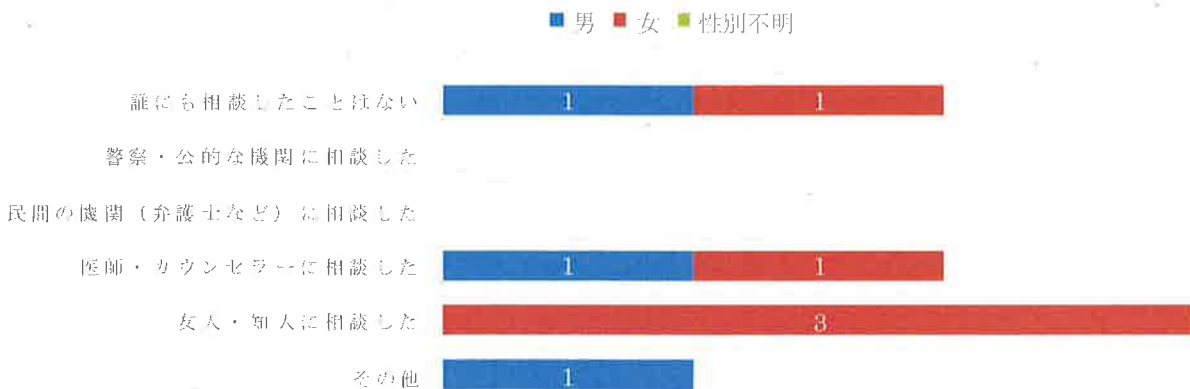
問15 女性が次の役割等に就くことについて、どう思いますか。(各項目1つ)



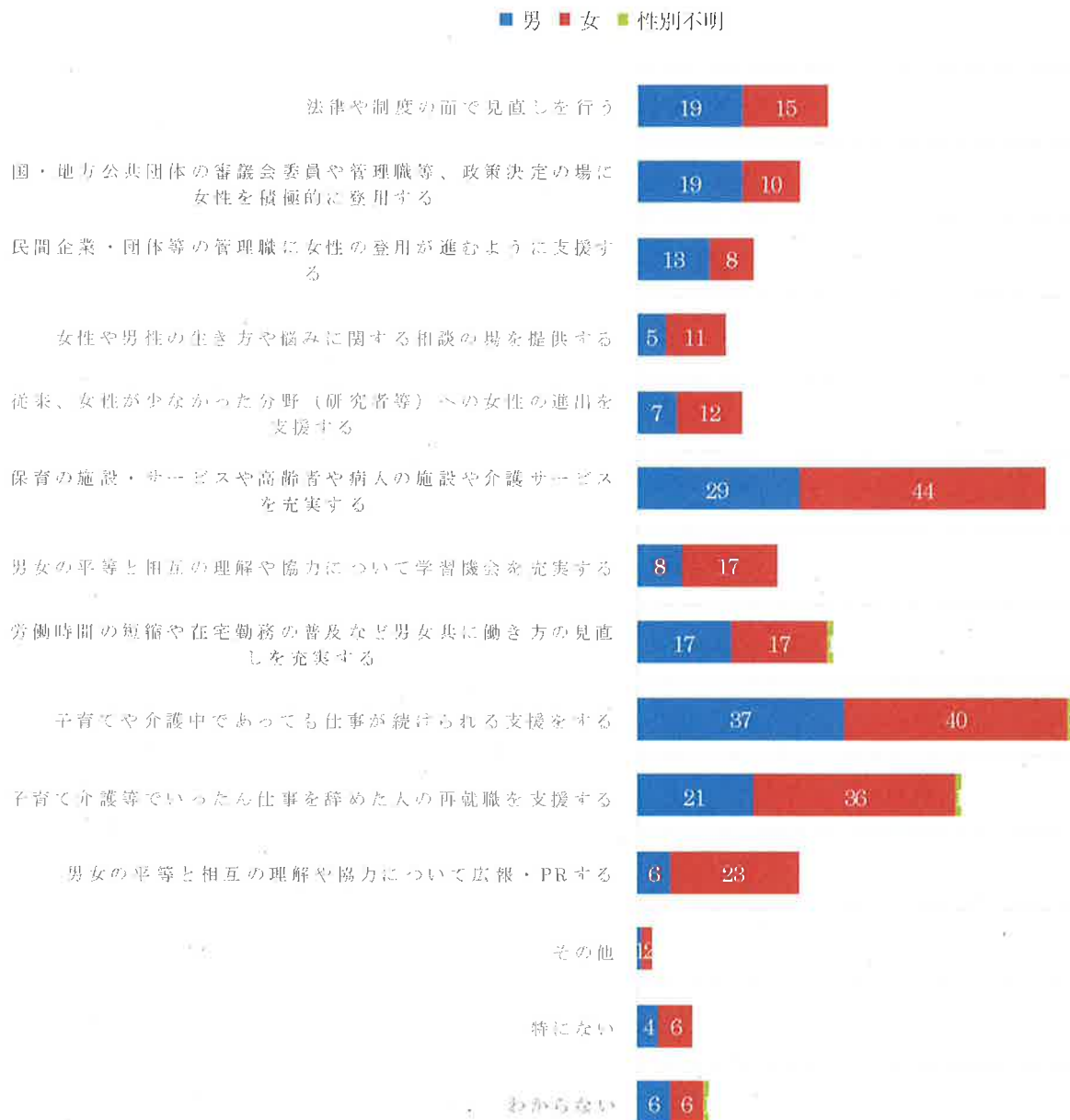
問16 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。



問17 問16で「1」を選んだ方についてお尋ねします。身体的、心理的暴力を受けたことについて誰かに打ち明けたり相談したことはありますか。



問18 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで)



※その他 (男と女以外の性を持つ人への配慮)

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（条文）

男女共同参画会議令（条文）

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」とい

う。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団

体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

計画の体系

目標 基本の柱

施策の方向

主な施策

□→重点分野

I 人権を尊重する 意識を醸成していく

- 1 社会全体の意識改革のための
普及啓発と教育・学習の推進
- 2 性別による固定的な役割分担
意識と社会慣行の見直し

- ※県民の意識改革に向けた広範・多岐の推進
- ※あらゆる世代における男女共同参画に関する啓発・学習の推進
- ※性別による固定的な役割分担意識の解消のための取組みの加速化
- ※男女共同参画に関する調査・研究・普及の推進
- ※メディア等における女性の活躍の取組の推進
- ※県が作成する広範・多岐の取組に関する取組の推進

II 共にいきいきと できる環境をつくる

- 3 雇用等における男女の均等な
機会と待遇の確保
- 4 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進
- 5 多様な分野での女性の活躍
(ワーク・ライフ・バランス)

- ※労働法令の遵守と男女平等意識の醸成
- ※企業等における人材の多様性(ダイバーシティ)の確保
- ※女性の参画促進(雇用・賃金・福利厚生・企業等)
- ※ハラスメント防止対策の推進
- ※自治体等における女性の参画に対する選正評価と経営への主体的な参画促進
- ※ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの推進
- ※男性の家事・育児・介護への参画の促進
- ※子育て支援対策の拡充
- ※介護支援対策の推進
- ※これまで女性の進出が少なかった分野への重点的な取組の促進
- ※女性の参画促進
- ※女性の参画促進
- ※多様な働き方の実現に向けた取組の推進

III 共にいきいきと地域をつくる

- 6 地域における身近な男女共同
参画の促進
- 7 政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大
- 8 高齢者・障がい者・外国人等の
能力発掘

- ※地域における男女共同参画に関する取組の促進
- ※自治体・町内会、PTA活動における男女共同参画の促進
- ※地域分野における男女共同参画の促進
- ※まちづくり、観光・スポーツ等における男女共同参画の促進
- ※ボランティア・NPO活動における男女共同参画の促進
- ※女性の活躍による豊か山形県の活性化
- ※誰もが暮らしやすい生活環境の整備
- ※政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネットワークの形成促進
- ※政治分野における女性の参画促進
- ※政治分野における女性の参画促進
- ※政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の推進
- ※高齢者・障がい者・外国人等多様な人材の社会活動への参画促進

IV 安心で 生活できる

- 9 女性に対するあらゆる暴力の
根絶
- 10 生涯を通じた女性の健康支援
- 11 生活上様々な困難を抱える人
への対応

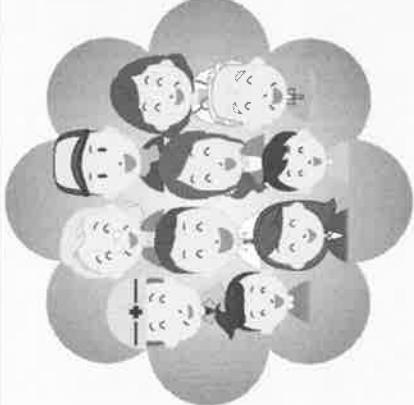
- ※女性に対するあらゆる暴力を防止・予防するための推進
- ※DV防止及び被害者の保護等の推進
- ※性被害への対応の推進
- ※ストーカー被害への対応の推進
- ※生涯を通じた女性の健康の保持・増進
- ※性・生活に関わる正しい知識の普及啓発・啓発の推進
- ※妊娠・出産・育児に関する取組の推進
- ※貧困、高齢、障がい、海外からの移住者により、生活上の困難に直面する人への支援
- ※ひとり親家庭の自立の支援
- ※子ども・若者の自立への支援
- ※性的マイノリティ(性同一性障害等)に関する調査・研究の推進

一人ひとりがいきいきと能力を發揮しながら、思いやり、支え合う山形県

計画期間：2016年度～2020年度

概要版

山形県 男女共同参画計画



基本目標

「一人ひとりがいきいきと
能力を發揮しながら、
思いやり、支え合う山形県」

性別や年齢などの属性に関わりなく、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を十分に發揮し、家庭・職場・地域でそれぞれの役割を果たしながら、みんなが思いやりを持って、支え合っていく山形県の実現をめざしています。

女性活躍推進法が成立し、男女共同参画の推進は新たなステージへ

「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っていますか？
「男女共同参画社会」とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、多様な生き方を選択でき、認め合う社会です。皆さんの家庭や職場や地域では、どのくらい浸透しているでしょうか。

現在、少子高齢化の進行に伴う急速な人口減少や、非正規労働者の増大など雇用の不安定化、東日本大震災による災害時の課題の顕在化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも人口減少は、労働力不足など地域経済への影響だけでなく、高齢化と相まって、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響が懸念されています。

こうした中、2015年9月に女性活躍推進法が公布・施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。

本県においても、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築し、人と地域が輝く「やまがた創生」を創りあげるためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりがいきいきと能力を發揮して活躍できる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

県では、このたび、県民の皆さんが充実した生活を送ることができるよう、本県における男女共同参画と女性の職業生活における活躍を推進する指針として、新たな「山形県男女共同参画計画」を策定しました。

みんなで連携・協力し、誰もがいきいきと活躍できる山形県を創っていきましょう。

※女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第44号)

山形県は、あなたが「あなたらしく生きる」ことを応援します。



～「山形県男女共同参画計画」の内容をもっと詳しくお知りになりたい方へ～
◇「山形県男女共同参画計画」の全文は、県のホームページをご覧ください。

原ホームページ **山形県男女共同参画計画** 概要
◇「山形県男女共同参画計画」に関する出前講座を実施しています。グループ、団体、企業などで研修会等を開催する時に活用ください。詳しくは原ホームページ又は下記まで問い合わせください。

山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒990-8750 山形市松波二丁目8番1号

TEL: 023-630-2694 FAX: 023-632-8238 E-mail: ywakamono@pref.yamagata.jp

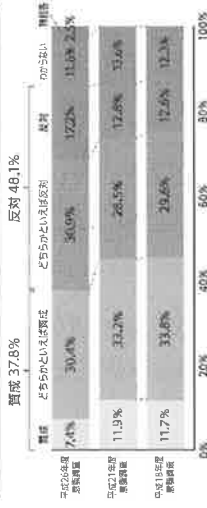


山形県の男女共同参画における現状と課題

男女共同参画に関する意識

「夫は働き、妻は家庭を守る」という考え方は、調査開始以来、初めて「反対」が賛成を上回ったもの、「賛成」も約4割を占め、性別による固定的な役割分担意識は、まだまだ根強くあります。

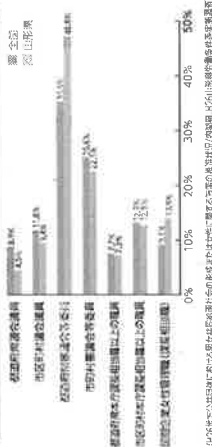
H26ワークライフバランスに関する県民意識調査(山形県)



指導的地位に占める女性の割合

各分野における指導的地位に占める女性の割合は、県の審議会等委員及び民間企業の女性管理職(課長相当職)では全国平均より高いものの、その他の分野では低い状況です。女性が活躍しやすい社会となるよう、女性の指導的地位への参画を進める必要があります。

各分野における指導的地位に占める女性の割合



地域における男女共同参画の状況

自治会長及び小中学校PTA会長の女性の割合は、いずれも1.1%(H26)で、全国平均を大きく下回っています。県民意識調査ではPTAや町内会長の代表への就任要請を「断る」と答えた女性は53.4%で、男性より2割以上高く、女性の意識改革や男性の家庭生活への参画を進めることが必要です。

自治会長・小中学校PTA会長に占める女性の割合



計画の基本的な考え方

4つの基本の柱、11の施策の方向、45の数値目標で男女共同参画を総合的に推進!

- I 意識づくり**
男女共同参画を推進する上で最も重要なのは、男女が個人として尊重されることです。一人ひとりの役割のびやかに生きることができ、社会をめぐり、一人ひとりが活躍できる環境づくりに取り組めます。
 - II 働く場づくり**
男女の雇用等における機会均等の確保と女性の活躍推進、ワークライフバランスの取組が促進されるよう、「共にいきいきと働く」ことができる環境づくりに取り組めます。
 - III 地域づくり**
誰もが暮らしやすく、活力あふれる地域に向けて、多様な人材が参画し、共に支え合う地域づくりに取り組めます。
 - IV 安心づくり**
暴力を根絶するとともに、貧困、高齢、高齢、障がいなど生活上の困難を抱える人が安心して暮らすことができるよう、「安心できる生活の確保」に取り組めます。
- 女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけ、女性の活躍を強力に推進!
- 「基本の柱」を中心とする計画の一部は、女性活躍推進法第6条に定める本県における女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(推進計画)に位置づけています。国や県、市町村のほか、経済、労働分野など広く関係団体からなる協議会を設置し、県内の先駆的取組みについて情報共有を図りながら、女性の活躍推進のための有効な方策について話し合い、連携して推進します。

今後5年間の重点5分野

重点分野1

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を促します

- 主な施策
 - 関係法令の遵守と男女間格差の是正に取り組めます。
 - 女性の参画を促進します。
 - ハラスメント防止に向けた取組を進めます。
- 主な数値目標
 - 女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出件数(従業員300人以下の企業等) H32年度まで100件(H27年度-)
 - パワーハラスメント防止対策を実施している事業所割合 H32年度まで70%(H26年度 59.4%)

重点分野2

ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します

- 主な施策
 - ワークライフ・バランスに配慮した職場環境づくりを推進します。
 - 男性の家事・育児・介護への参画を進めます。
 - 子育てや介護を支援する施策を実施します。
- 主な数値目標
 - 山形県子育て支援企業における実践(ゴールD)企業及び参事(タイムズ)企業数 H32年度まで300社(H28.1月 124社)
 - やまがた企業イクボス同盟加盟企業数 H32年度まで300社(H27.12月 113社)
 - 介護休業の取得実績がある事業所割合 H32年度まで10%(H26年度 5.6%)

重点分野3

多様な分野での女性の活躍(ウーマノミクス)を推進します

- 主な施策
 - これまで女性の進出が少なかった分野への関与拡大を推進します。
 - 結婚、出産、子育て等により離職した女性の再就業を支援します。
- 主な数値目標
 - マザーズジョブサポート利用者の就職件数 H32年度まで350件(H27年度 70件)
 - 「チャレンジ」派遣やまがたに帰郷するモデル事例(県計) H31年度まで160人(H26 103人)

重点分野4

地域における身近な男女共同参画を促進します

- 主な施策
 - 市町村の男女共同参画計画策定など、地域における基盤づくりを進めます。
 - 自治会町内会、PTA活動での男女共同参画を促進します。
 - 防災分野をはじめ、地域の様々な分野における男女共同参画を推進します。
 - 女性の活躍により、農山漁村の活性化を図ります。
- 主な数値目標
 - 同町村における男女共同参画計画の策定率 H32年度まで100%(H28.3月 54.3%)
 - 男女共同参画推進員による活動回数(延べ) H32年度まで180回(H27年度-)
 - 女性農業士(指導農業士、青年農業士)の数 H32年度まで52人(H26年度 32人)

重点分野5

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します

- 主な施策
 - 関係団体と連携して、政策・方針決定過程へ参画する人材を育成するとともに、ネットワークづくりを進めます。
 - 県や市町村における審議会等委員への女性委員の積極的な起用を進め、あらゆる分野で女性が発言できる機会を拡大します。
- 主な数値目標
 - 県の審議会等委員に占める女性委員の割合 H32年度まで50%(H27.3月 48.8%)
 - 市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合 H32年度まで30%(H27.3月 23.8%)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - ▶ 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の概要

1 公布及び施行

平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
平成16年6月 2日改正法公布、平成16年12月 2日改正法施行
平成19年7月11日改正法公布、平成20年 1月11日改正法施行
平成25年7月 3日改正法公布、平成26年 1月 3日改正法施行

2 平成25年改正法のポイント

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。



内閣府 男女共同参画局
(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

配偶者からの暴力

いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

配偶者から逃れたい。

婦人相談所

では、

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

自立支援

自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

では、

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

保護命令

配偶者が近寄ってこないようにしたい。

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立て*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てもできます。

保護命令には、以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(①以外の配偶者の子ども含む。)です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月です。(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

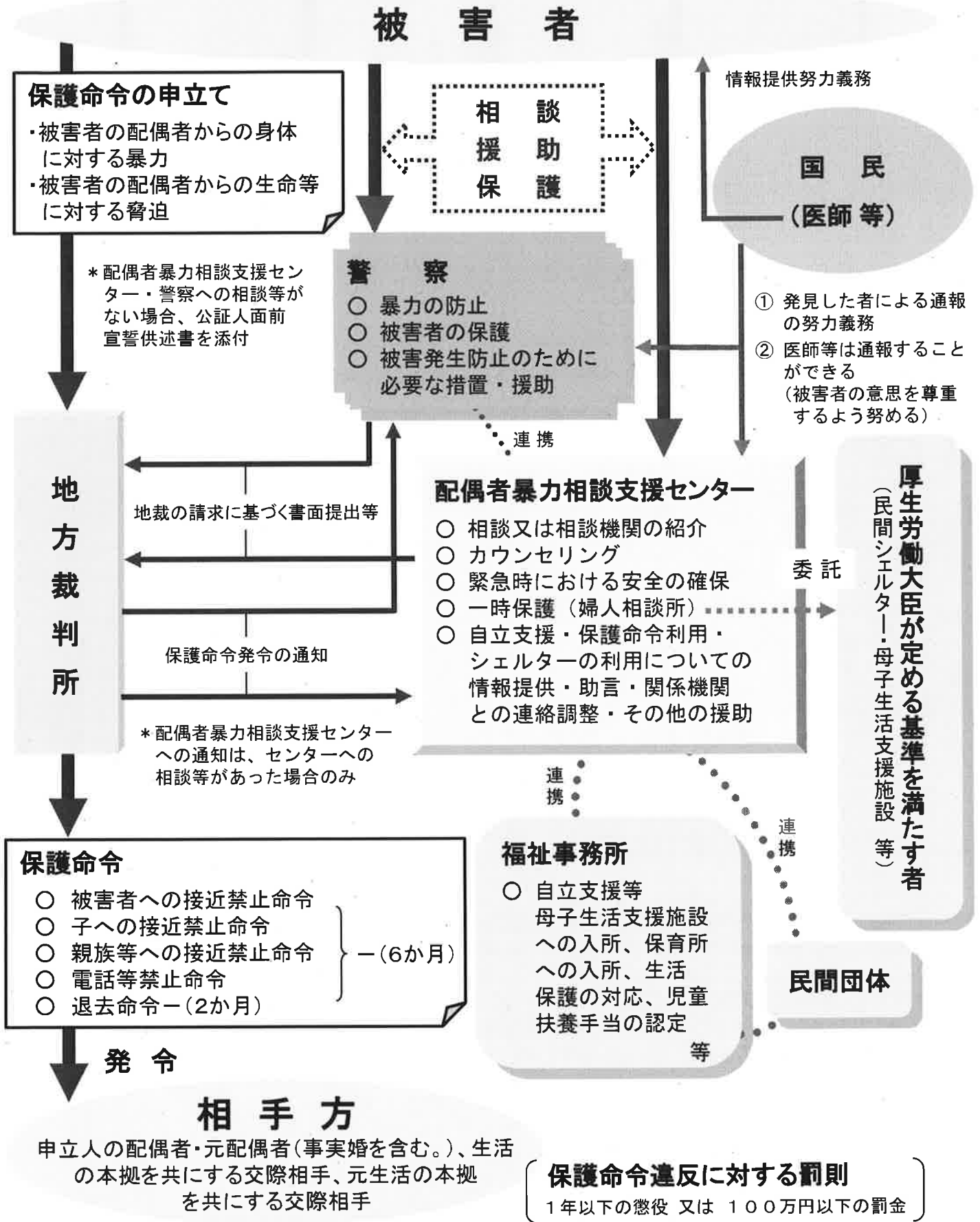
※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

通 報

- 配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。
- また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

金山町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 金山町男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、金山町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 一般住民
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、金山町男女共同参画計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教学課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

令和元年度 金山町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

	役 名	氏 名	所 属
1	委員長	柴田 幸雄	人権擁護委員
2	副委員長	星川 恵子	金山町女性団体連絡協議会 会長
3	委員	柳田 隆広	(有) 柳田電子工業 代表
4	委員	大場 洋介	金山町青年団体連絡協議会 会長
5	委員	矢口卯之助	金山町区長・公民館長連絡協議会 会長
6	委員	松田真喜子	認定こども園めぐたま 園長
7	委員	佐藤 千春	金山町連合PTA連絡協議会代表母親委員
8	委員	星川美紀子	金山町民生委員・児童委員

【事務局】金山町教育委員会

金山町男女共同参画計画

発行 令和2年3月 金山町教育委員会

〒999-5402

山形県最上郡金山町大字金山662-1

金山町中央公民館内

TEL 0233-52-2902

FAX 0233-52-2903

E-mail:shakyou@town.kaneyama.yamagata.jp